

政策会議 議事概要

開催日	令和4年2月7日	場所	市役所本庁 4階会議室
出席者	<input checked="" type="checkbox"/> 市長 <input checked="" type="checkbox"/> 副市長 <input checked="" type="checkbox"/> 教育長 <input checked="" type="checkbox"/> 市長公室長 <input checked="" type="checkbox"/> 総務部長 <input checked="" type="checkbox"/> 市民生活部長 <input checked="" type="checkbox"/> 健康福祉部長 <input checked="" type="checkbox"/> 産業部長 <input checked="" type="checkbox"/> 農業委員会事務局長 <input checked="" type="checkbox"/> 建設部長 <input checked="" type="checkbox"/> 一宮市民局長 <input checked="" type="checkbox"/> 波賀市民局長 <input checked="" type="checkbox"/> 千種市民局長 <input checked="" type="checkbox"/> 教育部長 <input checked="" type="checkbox"/> 会計管理者 <input checked="" type="checkbox"/> 議会事務局長 <input checked="" type="checkbox"/> 総合病院副院長兼事務部長		
議題	第4次宍粟市交通安全計画骨子の策定及び第3次宍粟市交通安全計画の計画期間延長について		
現状	<p>市町村の交通安全計画は、交通安全対策基本法において、都道府県が策定する交通安全計画に基づき策定するよう努めるものとしてされており、宍粟市では平成29年度に第3次計画（H29～R3）を策定し、交通安全対策に取り組んでいる。</p> <p>県では、令和3年7月に第11次の交通安全計画（R3～R7）が策定されており、市の計画期間も令和3年度末で終了することから、令和4年度以降5年間の交通安全対策の方向性を示した第4次となる計画を策定する必要がある。</p>		
課題	<p>宍粟市の交通事故の特徴として、高齢者が被害者となる割合が高く、それとは逆に加害者となる割合も高いという状況であることから、全体的な交通事故件数を減少させる中で、特に高齢者の事故件数を減少させる取組みが必要である。</p> <p>また、自動車運転者については、歩行者への配慮など人優先の意識が低い状況であることから、その意識を強化する取組みが必要である。</p>		
決定事項	<p>第3次宍粟市交通安全計画について、第4次計画策定予定の8月まで延長する。内容、目標数値については現状のままとする。</p> <p>第4次宍粟市交通安全計画骨子について、以下のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 計画期間 令和4年9月から令和8年度 2. 計画の目標 交通事故死者数、交通事故重傷者数、交通事故発生件数の減少 3. 目標達成のための視点（重点取組事項） <ol style="list-style-type: none"> ①高齢者の交通安全 ②子どもの交通安全 ③歩行者の交通安全 4. 交通安全の施策 <ol style="list-style-type: none"> ①道路交通環境の整備 ②交通安全思想の普及 ③安全運転の確保 ④道路交通秩序の維持 		